

小規模多機能型居宅介護 塩釜松ぼっくり翔裕園

重要事項説明書（別紙）

〈2025年（令和7年）4月現在〉

《保険給付対象サービスの利用料金》

○通所介護サービスの利用料金（介護保険負担割合証による負担割合が1割の場合）

サービス内容	要介護度	利用料金	自己負担額	算定単位
小規模多機能型 居宅介護	要介護1	104,580円	10,458円	1ヵ月につき
	要介護2	153,700円	15,370円	
	要介護3	223,590円	22,359円	
	要介護4	246,770円	24,677円	
	要介護5	272,090円	27,209円	
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	要支援1	34,500円	3,450円	1ヵ月につき
	要支援2	69,720円	6,972円	

サービス内容	要介護度	利用料金	自己負担額	算定単位
短期利用介護費	要介護1	5,720円	572円	1ヵ月につき
	要介護2	6,400円	640円	
	要介護3	7,090円	709円	
	要介護4	7,770円	777円	
	要介護5	8,430円	843円	
介護予防短期利用居 宅介護費	要支援1	4,240円	424円	1ヵ月につき
	要支援2	5,310円	531円	

○各種加算 ※認知症加算、看護職員配置加算、訪問体制強化加算は要介護のみ

小規模多機能型居宅介護初期加算	300円	30円	1日につき
認知症加算Ⅰ	9,200円	920円	1ヵ月につき
認知症加算Ⅱ	8,900円	890円	
認知症加算Ⅲ	7,600円	760円	
認知症加算Ⅳ	4,600円	460円	
看護職員配置加算Ⅰ	9,000円	900円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	7,500円	750円	
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	12,000円	1,200円	

総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	8,000円	800円	
訪問体制強化加算	10,000円	1,000円	
科学的介護推進体制加算	400円	40円	
介護職員等処遇改善加算	※1	※1	

- ・ 小規模多機能型居宅介護初期加算… 新規登録後、30日に限り加算
- ・ 認知症加算Ⅰ・認知症加算Ⅱ …… 認知症日常生活自立度Ⅲ以上及び認知症日常生活自立度Ⅱの利用者にそれぞれ認知症加算Ⅰ・Ⅱを加算
- ・ 看護職員配置加算Ⅰ ……………… 常勤専従の看護師を1名以上配置している場合に加算
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅰ …… 従業者のうち介護福祉士が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置している場合に算定
- ・ 総合マネジメント体制強化加算 …… 利用者の心身等の変化に応じ、介護職員や看護職員等が多職種共同し計画の見直しを実施する体制がある場合に加算
- ・ 訪問体制強化加算 ……………… 訪問サービスを提供する従業者を一定程度配置し、1ヵ月あたり延べ訪問回数が一定数以上満たした場合に算定
- ・ 科学的介護推進体制加算 ……………… 利用者ごとのADL値や栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、その情報を必要に応じて介護サービスの提供に活用している場合に加算

※1 介護職員等処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。原則1割（下記）を自己負担していただきます。

介護職員等処遇改善加算

1ヵ月分の利用料(介護保険対象)×14.9% で算定される額の1割

上記の自己負担額につきましては、保険者が発行する「介護保険負担割合証」及び「給付額の減額措置」に記載の負担割合により計算します。

《介護保険給付対象外サービスの利用料金》

○食材料費

食事の提供に要する費用です。

「通い」サービス 1日につき650円（昼食・おやつ代）

「泊まり」サービス 1日につき1,050円（夕・朝食代）

※療養食（別途費用有）もご準備できますのでご相談ください。

○滞在費

「泊まり」サービスを利用した場合の光熱費等にかかる費用です。

1日あたり 3,500円

○洗濯サービス

利用時の洗濯にかかる費用です。

1日あたり 100円

○行事参加費

各種行事の参加費（例：外出行事の施設入館料）をいただく場合があります。

○交通費

通常の事業実施地域以外への送迎サービスを提供した場合、1kmあたり100円で積算した額を交通費としてご負担いただきます。

○その他

日常生活品の購入代金等、利用者に負担いただくことが適当であると判断されるものの費用をご負担いただきます。

※キャンセル料について

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、下記のとおりキャンセル料をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の8日前	無し
利用予定日の2日～7日前	食材料費及び滞在費の100%の額 ※利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は除きます
利用予定日の当日	食材料費及び滞在費の100%の額

上記、保険給付対象外サービスの利用料金は経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更内容とその事由について、変更を行う1ヵ月前までに説明しご承諾をいただきます。

※上記のサービス料金について、市町村の発行する「社会福祉法人等減免対象確認証」の発行を受けている利用者に対し、独自に利用者負担減免措置を実施しています。

《利用料金の支払方法》

前記の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算してご請求し、ご利用の翌月27日（土日の場合は翌営業日）にご指定の口座から自動引き落としによるお支払いとなります。